

## 第 17 回意匠審査基準ワーキンググループで提示した 改訂意匠審査基準案からの変更点（案）

前回の意匠審査基準ワーキンググループ（2019年10月23日開催 第17回）において、「建築物の意匠」、「内装の意匠」、「画像の意匠」、「組物の意匠」、「一意匠一出願」及び「意匠登録を受けることができない意匠」に係る各意匠審査基準について検討を行った。

当該検討結果等を踏まえ、各改訂意匠審査基準案を、以下のとおり修正してはどうか。

### 前回の意匠審査基準ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの主な変更点

項番	項目	頁	変更の内容
<b>「建築物の意匠」関連</b>			
1	4.3 建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方	4	<p>建築物の意匠として出願されたものの中に、人工構造体に該当するものに加え、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを含んでいる場合の取扱いについて、建築物の意匠の創作実態により合致した運用に一部修正。併せて、当該自然物等の審査上の取扱いを明記した箇所の参照先を明示。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <p><b>4.3 建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方</b></p> <p><u>審査官は、社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲の物品については、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。植物や石等の自然物であって、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲のものについても、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>審査官は、社会通念上、建築物の内部又は外部に継続的に固定して使用し、任意に動かさないものについては、建築物の一部を構成するものとして取り扱う。</u></p> <p>&lt;建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱うものの例&gt;</p> <p>①建築物の構造体の仕上げ材等 例：瓦、壁紙、タイル、フローリング、床に張り込んで用いるカーペット、畳など</p> <p>②建具、固定された什器等</p>

		<p>例：扉、窓、作り付けの間仕切り壁、天井つり下げ等、天井埋め込み灯、ブラインド、映画館の座席</p> <p>③屋外の固定された付随物 例：ウッドデッキ、ペDESTリアンデッキ、門柱、敷設ブロック</p> <p>④建築物に付随する範囲のものと判断される植物や石等の自然物 例：建築物の外壁に固定したグリーンウォール、 建築物の床面に固定するなど、位置を変更しないプランター内の植物、 家屋とそれに付随する門柱との間に植えた立木、 ホテルに付随する前庭の植物</p> <p>(なお、これらの新規性要件の判断における類否判断上の取扱いについては本章6.2.4「建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価」、創作非容易性要件の判断上の取扱いについては本章6.3.5「建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方」を参照されたい。)</p> <p>ただし、上記に該当するものであっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、明らかに固定されていないと判断する場合は、二以上の物品等が表されているものと判断する。</p>
2	4.5 建築物に意匠法上の意匠に該当しないものが表されている場合の一意匠の考え方	<p>5 上記の項番1と同様の修正</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <p>4.5 建築物に意匠法上の意匠に該当しないものが表されている場合の一意匠の考え方</p> <p>審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、本章4.3において建築物の意匠の一部を構成すると記載したものの以外の意匠法上の意匠に該当しないものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。</p> <p>このようなものを含んだ出願については、審査官は、一の建築物の意匠に係る出願ではないと判断し、意匠法第7条による拒絶理由を通知する。</p> <p>なお、意匠法上の意匠を構成しないものが図面等に表されている場合であっても、願書の記載または図面等の描き分けにより、建築物の意匠を構成しないことが明確な場合は拒絶理由の対象とせず、削除は要しない。</p> <p>審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。</p> <p>このような出願については、審査官は、一の建築物の意匠に係る出願ではないと判断する。</p> <p>＜建築物の意匠を構成しないものとして取り扱うものの例＞ 例：犬、猫、自然の岩、石、樹木、草</p>

			<p><del>ただし、審査官は、自然物であっても、建築物に付随するものであって、建築物自体に固定し、建築物の内外の壁面や屋根等を装飾する素材として使用した保形性のあるものについては、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。</del></p>
3	<p>6.1.1.2 意匠法における建築物に該当しないもの</p> <p>(2) 人工構造物であることとの要件を満たさないもの</p>	11	<p>上記の項番 1 と同様の修正</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <p>(2) 人工構造物であることとの要件を満たさないもの</p> <p>審査官は、例えば以下のものは人工構造物であることとの要件を満たさないものと判断する。</p> <p>＜人工構造物であることとの要件を満たさないものの例＞</p> <p>(a) 人工的なものでないもの<del>（注）</del></p> <p>例：自然の山、自然の岩、自然の樹木、自然の河川、自然の滝、自然の砂浜</p> <p><del>（注）審査官は、人工的なものでないものであって、建築物に付随するものであって、建築物自体に固定し、建築物の内外の壁面や屋根等を装飾する素材等として使用した保形性のあるものについては、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。ただし、建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に当該人工的でないもののみが表されている場合は、本要件を満たしていないと判断する。</del></p> <p>(b) 人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの</p> <p>例 1：自然の地形を利用した以下のもの スキーゲレンデ、ゴルフコース</p> <p>例 2：自然物を主たる要素とする庭園</p> <p>(c) 土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの</p> <p><u>建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に人工構造物に該当しないもののみが表されている場合も、本要件を満たしていないと判断する。</u></p> <p><u>なお、建築物の意匠として出願されたものの中に、人工構造物に該当するものに加え、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、本章4.3「建築物又は土地に固定したものが表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。</u></p>

4	6.2.4 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価（新設）	16	<p>建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の、類否判断における具体的な評価方法を新たに記載。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <p><b>6.2.4 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価</b></p> <p><u>意匠の類否判断において、建築物の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。</u></p> <p><u>なお、建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、本章4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。</u></p>
5	6.3.5 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方（新規）	20	<p>建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の、創作非容易性の判断における具体的な考え方を新たに記載。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <p><b>6.3.5 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方</b></p> <p><u>建築物の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等は意匠の創作として評価しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、その造形的特徴を意匠の創作として評価する。</u></p> <p><u>なお、建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、本章4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。</u></p>
6	6.2.1 建築物の意匠の類否判断における判断主体（新設）	14	<p>建築物の意匠の類否判断における判断主体を新たに明記。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <p><b>6.2.1 建築物の意匠の類否判断における判断主体</b></p> <p><u>建築物の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、需要者（取引者を含む）である（第Ⅲ部第2章「2.3.3 判断主体」参照）。</u></p> <p><u>例えば、戸建て住宅であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ使用者となる者が需要者と考えられ、また、大規模な商業用建築物であれば、一般に、当該商業用建築物の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業用建築物の所有者は、通常、各テナントとその利用</u></p>

			<p>客の利便性や、着目する箇所等も考慮するものと考えられるから、<u>需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれうる。</u></p> <p><u>審査官は、出願された各建築物の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。</u></p>
7	5.4.2 図の表示	9	<p>建築図面に用いられる図の表示に【〇〇平断面図】及び【〇〇立断面図】を追加。</p> <p><b>【基準改訂案】</b> 5.4.2 図の表示</p> <p>図の表示は、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【〇〇断面図】、【〇〇切断部端面図】、【〇〇拡大図】、【斜視図】、等を用いて記載する。</p> <p>または、建築図面に用いられる図の表示である【東側立面図】、【西側立面図】、【南側立面図】、【北側立面図】、【屋根伏図】、<u>【〇〇平断面図】</u>、<u>【〇〇立断面図】</u>等を用いて記載する。</p>
8	6.1.1.1 意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること	10	<p>土地の定義のうち、不要な部分を削除。</p> <p><b>【基準改訂案】</b> 6.1.1.1 意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること <u>意匠法上の建築物の意匠を構成するためには、以下の（１）及び（２）の全ての要件を満たすものでなければならない。</u></p> <p>（１）土地の定着物であること 土地： <u>定着物が固定される地表面のことをいう。</u>なお、平面、斜面等の地形を問わず、海底、湖底等の水底を含む。 定着物：<u>継続的に土地に固定して使用され、任意に動かすことができないものをいう。</u></p> <p>（（２）以下略）</p>
<b>「内装の意匠」 関連</b>			
1	5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載 ＜上記の各要件を満たした記載の例＞	7	<p>「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例について、全ての事例が内装の用途が明確なものとなるよう、一部の事例の記載を修正。</p> <p><b>【基準改訂案】</b> ■商業・オフィス空間に関するものの例 レストランの内装、カフェの内装、オフィスの<u>執務室</u>の内装、食料品店の内装、ドラッグストアの内装、ホームセンターの内装、衣料品店の内装、靴屋の内装、宝飾品店の内装、楽器店の内装、書店の内装、自動車ショールームの内装、理美容室の内装、クリーニング店の内装、</p>

		<p>旅行代理店の内装、不動産屋の内装、金融機関の内装、映画館の客席の内装、ゲームセンターの内装、ボーリング場の内装、スポーツジムのトレーニングルームの内装、ホテルの客室の内装、旅館の浴場の内装…など</p> <p>■住空間に関するものの例 住宅用リビングの内装、住宅用キッチンの内装、住宅用寝室の内装、住宅用バスルームの内装、住宅用トイレの内装…など</p> <p>■教育・医療空間に関するものの例 学校用教室の内装、学習塾用自習室の内装、診療室の内装、手術室の内装、病室の内装…など</p> <p>■交通関係空間に関するものの例 空港ターミナルロビーの内装、航空機用客室の内装、地下鉄用プラットホームの内装、観光列車用内装、バスターミナルロビーの内装、高速バス用内装、客船ターミナルロビーの内装、客船用客室の内装、…など</p>
2	6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること	<p>12 内装の意匠の一部に自然物等が含まれている場合の考え方について、内装の意匠に含まれる建築物の一部を構成するものであるときは、内装の意匠を構成するものとして取り扱う旨を明記。併せて、当該自然物等の審査上の取扱いを明記した箇所の参照先を明示。</p> <p>【基準改訂案】 6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること</p> <p>出願された意匠が、複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであることとの要件を満たすためには、以下の（１）及び（２）のいずれの要件も満たすものでなければならない。</p> <p>（１）意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること</p> <p>内装の意匠を構成できるものは、以下に例示するとおり、意匠法上の物品、建築物又は画像に限られる（意匠法第 8 条の 2）。 &lt;内装の意匠を構成するものとして適切なものの例&gt;</p> <p>以下のものは、いずれも例であって、適切な記載と認められるものは、以下の例に限られるものではない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・机、椅子、ベッドなどの家具類</li> <li>・陳列棚などの什器類 (意匠法上の物品と認められる販売商品等が含まれていても可)</li> <li>・照明器具など</li> <li>・内装の意匠を構成する建築物に備え付けられたモニターやスクリーンに表示・投影される画像や、同様に備え付けられたプロジェクターから当該建築物の壁面に投影される画像など</li> </ul> </div>

なお、内装に固定された照明器具を点灯させることにより表れる模様は、内装の意匠を構成する要素として取り扱う（「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠 2.1 「物品等と認められるものであること」(2)「物品と認められないものの例」②「個体以外のもの」参照。）。

~~このほか、壁面や天井等を装飾する素材等として自然物を使用した保形性のあるものは、内装の意匠を構成するものとして取り扱う。~~

他方、意匠法上の意匠に該当しないものは、以下に例示するとおり、内装の意匠を構成するものとは認められない。

<内装の意匠を構成するものとして不適切なものの例>

以下のものは、いずれも例であって、以下の例に限られるものではない。

意匠法上の意匠に該当しないもの

(ただし、以下の例に該当するものであっても、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲のものは建築物の意匠の一部を構成する。)

- ・人間、犬、猫、観賞魚などの動物
- ・植物（ただし、造花は意匠法上の物品の意匠に該当する。）
- ・蒸気、煙、砂塵、火炎、水（ただし、保形性のある容器に入ったものは除く）などの不定形のもの
- ・香りや音など、視覚以外で内装空間を演出するもの
- ・自然の地形そのもの

なお、審査官は、出願された内装の意匠に、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれている場合であっても、それらが当該内装の意匠に含まれる、建築物の意匠の一部を構成するものであるときは、内装の意匠を構成し得るものとして取り扱う。

(建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、第2章「建築物の意匠」4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」、新規性要件の判断における類否判断上の取扱いについては本章6.2.5「内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価」、創作非容易性要件の判断上の取扱いについては本章6.3.5「内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方」を参照されたい。)

~~ただし、上記のまた、意匠法上の意匠を構成しないものが図面等に表されている場合であっても、願書の記載または図面等の描き分けにより、内装の意匠を構成しないことが明確な場合は拒絶理由の対象とせず、削除は要しない。~~


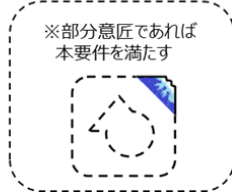
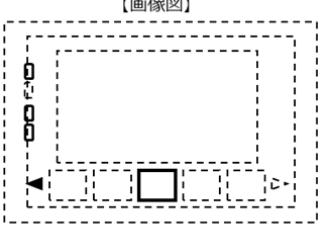
他方、願書の記載または図面等の描き分けがなく、意匠法上の意匠を構成物品に該当しないものが含まれると判断される場合は、意匠法第8条の2に基づく拒絶理由を通知する。

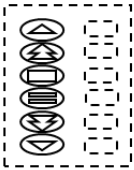

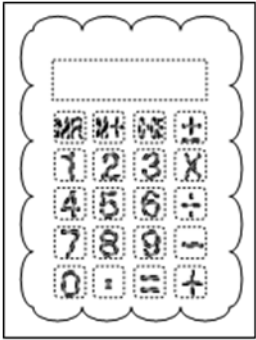
			<p>また、審査官は、人工的なものでないものであっても、建築物等に付随するものであって、建築物等自体に固定し、建築物等の内壁面や天井等を装飾する素材等として使用したものについては、内装の意匠を構成するものとして取り扱う。ただし、内装の意匠の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に当該人工的でないもののみが表されている場合は、本要件を満たしていないと判断する。</p> <p>((2) 以下略)</p>
3	6.2.5 内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価（新設）	23	<p>内装の意匠に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の、類否判断における具体的な評価方法を新たに記載。</p> <p><b>【基準改訂案】</b>  <u>6.2.5 内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価</u>  <u>意匠の類否判断において、内装意匠の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた内装の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。</u>  <u>なお、内装意匠の一部に自然物等が含まれている場合に、それらが意匠を構成するものであるか否かの判断については、本章6.1.1.2「複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」、及び第2章4.3「建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものが表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。</u></p>
4	6.3.5 内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方（新規）	30	<p>建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の、創作非容易性の判断における具体的な考え方を新たに記載。</p> <p><b>【基準改訂案】</b>  <u>6.3.5 内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方</u>  <u>内装の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等は意匠の創作として評価しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた内装の意匠全体の構成については、その造形的特徴を意匠の創作として評価する。</u>  <u>なお、内装意匠の一部に自然物等が含まれている場合に、それらが意匠を構成するものであるか否かの判断については、本章6.1.1.2「複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」、及び第2章「建築物の意匠」4.3「建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものが表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。</u></p>




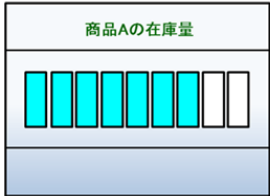
5	6.2.1 内装の意匠の類否判断における判断主体（新設）	21	<p>内装の意匠の類否判断における判断主体を新たに明記。</p> <p><b>【基準改訂案】</b>  <b>6.2.1 内装の意匠の類否判断における判断主体</b>  <u>内装の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、需要者（取引者を含む）である（第Ⅲ部第2章「2.3.3 判断主体」参照）。</u>  <u>例えば、戸建て住宅の内装であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ、使用者となる者が需要者と考えられ、また、商業施設の内装であれば、一般に、当該商業施設の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業施設の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮するものと考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれる。</u>  <u>審査官は、出願された各内装の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。</u></p>
6	6.2.3 用途及び機能の類否判断	22	<p>内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断においては、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることから、原則として、それら全ての内装の用途及び機能には類似性があると判断する旨を明記。</p> <p><b>【基準改訂案】</b>  <b>6.2.3 用途及び機能の類否判断</b>  （1）内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断  内装の意匠同士の類否判断における、両意匠の用途及び機能の類否判断に際して、審査官は、まず対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。  審査官は、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。  <u>内装の意匠の場合は、例えば、「住宅用寝室の内装」と「ホテル客室の内装」のように、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることが一般的である。よって、審査官は、内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う場合は、原則全てものについては、それらの内装の意匠の用途及び機能には類似性があると判断する。</u></p>

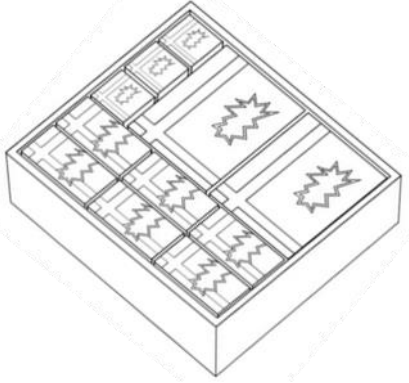
「画像の意匠」関連

<p>1</p>	<p>3.1 画像意匠</p>	<p>4</p> <p>画像の意匠として出願されたものが、意匠法上の画像の意匠を構成するためには、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するものでなければならない旨を明記。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <p>また、画像の意匠として出願されたものが、意匠法上の画像の意匠を構成するためには、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するものでなければならない。</p> <p>よって、審査官は、例えば以下の例のように、アイコンの一部のみを意匠登録出願の対象とした場合（アイコンとして出願され、その一部の部分について意匠登録を受けようとするものの場合を除く。）のように、出願されたものが、「機器の操作の用に供される画像」にも、「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」にも該当しない場合は、意匠法上の意匠に該当しないと判断する。</p> <div data-bbox="531 996 1484 1281" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">＜意匠法上の画像の意匠を構成しないものの例＞</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>【意匠に係る物品】アイコンのコーナー用画像 【意匠に係る物品の説明】：この意匠はアイコンの右肩のコーナー部の画像であり、富士山を模したものである。</p> </div> <div style="margin-left: 20px; border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>※部分意匠であれば本要件を満たす</p>  </div> </div> </div>
<p>2</p>	<p>5.2 図面等の記載における一意匠の考え方</p>	<p>12</p> <p>二以上の部分が含まれる画像について、画像の名称を「監視機器用操作画像」としていたが、「操作画像」との記載は、全ての操作画像を含むのではないかとの誤解が生じるおそれがあるとのことのご意見があったため、名称を改めるとともに、画像の説明を加えた。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <div data-bbox="555 1585 1460 1863" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【画像図】</p> <div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 1; padding-left: 10px;"> <p>分離した二以上の部分に形状等の一体性、機能的一体性のいずれも認められないため、意匠ごとにした出願とは認められない</p> <p>【意匠に係る物品】監視機器制御用画像 【意匠に係る物品の説明】画像左の縦長長方形部分は、煙センサ、炎センサ等の作動状態を示すものであり、右下に5つ並んだ横長長方形部分は監視カメラのリアルタイム映像が流れており、画像を選択すると右情報に大きく表示される。 【意匠の説明】実線で描いた部分が意匠登録を受けようとする部分である。</p> <p>※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。</p> </div> </div> </div>

3	<p>5.2.3 一意匠と取り扱う、分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」  (2) 機能的な一体性が認められる場合</p>	13	<p>二以上の部分が含まれる画像について、画像の名称を「映像操作用画像」としていたが、「操作画像」との記載は、全ての操作画像を含むのではないかとの誤解が生じるおそれがあるとのことのご意見があったため、名称を改めた。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <div data-bbox="612 512 1366 837" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">【画像図】</p>  <p>【意匠に係る物品】映像制御用画像  【意匠の説明】実線で描いた部分が意匠登録を受けようとする部分である。</p> <p style="text-align: center;">※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。</p> </div>
4	<p>5.2.4.3 一意匠と取り扱わないものの例  (1) 物品の異なる機能のための複数の画像</p>	20	<p>画像意匠にも関わるものであり物品に限られたものでないことから、見出し及び本文から「物品」を取り除くとともに、物品の一部の画像としていた例を画像の意匠の出願に改めた。</p> <p><b>【基準改訂案】</b>  (1) 物品の異なる機能のための複数の画像  物品の異なる機能のための複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。</p> <div data-bbox="596 1229 1418 1872" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【画像図】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【変化後を示す画像図】</p>  </div> </div> <p>【意匠に係る物品】携帯電話機制御用画像  【意匠に係る物品の説明】(略) この画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す画像図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>変化前の画像は、メール機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は電卓機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。</p> </div> <p>※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。</p> </div>

<p>5</p> <p>5.2.4.3 一意匠と取り扱わないものの例 (2) 形態的な形状等の関連性がない複数の画像</p>	<p>22</p>	<p>物品の一部の画像としていた例を画像の意匠の出願に改めた。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【画像図】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【変化後を示す画像図】</p> </div> </div> <p><b>【意匠に係る物品】</b>複写機能制御用画像  <b>【意匠に係る物品の説明】</b>(略) 画像図及び変化した状態の画像図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形状等の関連性が認められない。</p> </div> <p>※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。</p> </div>
<p>6</p> <p>6.1.1.2 「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」であること</p>	<p>24</p>	<p>装飾についての記載を削除した。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <p>6.1.1.2 「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」であること</p> <p>意匠法においては、全ての画像を保護するのではなく、その保護対象を「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に限っている。画像意匠は少なくともこのいずれかに該当する必要がある、「機器の操作の用に供される画像」と「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」のいずれにも該当する画像についても、この要件を満たすものと判断する。これらのいずれにも該当しない画像は、意匠法にいう意匠に該当しない。</p> <p>「機器の操作の用に供される画像」とは、対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう。画像意匠は物品から離れたものであるため、ここでいう機器が特定されている必要はなく、操作対象となる用途や機能(例えば、写真撮影用画像)が特定されている場合でも本要件を満たしているものと認められる。</p> <p>「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」とは、何らかの機器の機能と関わりのある表示画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいう。また、装飾は機能に当たらないことから、専ら装飾を目的とする画像は機器がその機能を発揮した結果表示される画像とは認められない。</p>

7	6.1.1.3 画像の用途が記載されていること	25	<p>事例に重複があるため一方の記載を削除した。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <p><b>6.1.1.3 画像の用途が記載されていること</b></p> <p>意匠法第6条では、意匠登録を受けようとする者は、願書に画像の用途を記載しなければならない旨が規定されている。また、願書の【意匠に係る物品】の欄には画像の用途を記載する(3.1.1(1)参照)。</p> <p>この画像の用途は必ずしも子細な記載をしなければならないというわけではなく、「数値入力用画像」、「時刻表示用画像」等の画像の機能を記載する場合のように、具体的な用途が理解できる程度に記載されていれば、いずれも認められる。</p> <p>工業上利用可能な意匠であるかの判断の際には、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書の他の記載や願書に添付された図面も総合的に判断し、画像の用途が記載されているか否かを判断する。このため、審査官は、例えば、「意匠に係る物品」の欄に「GUI」と記載した場合であっても、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載や願書に添付された図面の内容等から、画像の用途が理解できる場合は、工業上利用することができる意匠と判断する。</p> <p><del>他方、単に「画像」としか記載せず、さらに、その他の説明もなく、図面からも画像の用途が判断できない場合等、願書と願書に添付された図面の記載を総合的に判断しても画像の用途が不明である場合は、審査官は、工業上利用することができる意匠に該当しないと判断する。</del></p>
8	6.3.3.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること	36	<p>出願の意匠の意匠に係る物品の記載を適切な記載に修正した。</p> <p><b>【基準改訂案】</b></p> <div data-bbox="560 1265 1455 1704" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>公然知られた意匠</p>  <p>「商品在庫確認用画像」 (説明) 複数の縦長四角形状部は、商品の種類を表した商品選択ボタンであり、押すことで当該商品の在庫数を表示画面が表示される。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>出願の意匠</p> <p>【画像図】</p>  <p>【意匠に係る物品】商品在庫確認用画像 【意匠に係る物品の説明】(略) 複数の縦長四角形状部は、ある特定の商品の在庫数を表示インジケターである。</p> <p>※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。</p> </div> </div> </div>

「組物の意匠」 関連		
1	3.3 組物全体として統一があること	4 ~ 不鮮明な図による事例を鮮明なものに差し替え。 <b>【基準改訂案】</b> ※内容に変更が無いため本資料への記載は省略（資料5参照）
「一意匠一出願」 関連		
1	2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断 (2) 一の物品等と判断するものの例	6 事例中の意匠に係る物品の記載を、より一般的な事例となるよう修正 <b>【基準改訂案】</b> <b>【事例7】</b> 「詰め合わせクッキー及び食卓用皿入り包装用容器」  <b>【斜視図】</b> 

(以上)